政府が16日に閣議決定した安保3文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）の要旨は、それぞれ以下のとおりです。

「安全保障」3文書（要旨）

国家安全保障戦略

■策定の趣旨

・わが国周辺に目を向ければ、わが国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。ロシアによるウクライナ侵略により、国際秩序を形づくるルールの根幹がいとも簡単に破られた。同様の深刻な事態が、将来、インド太平洋地域、とりわけ東アジアにおいて発生する可能性は排除されない。

・2013年にわが国初の国家安全保障戦略が策定され、国際協調を旨とする積極的平和主義の下での平和安全法制の制定等により、安全保障上の事態に切れ目なく対応できる枠組みを整えた。その枠組みに基づき、わが国の安全保障に関する基本的な原則を維持しつつ、戦後のわが国の安全保障政策を実践面から大きく転換する。

■安全保障に関する基本的な原則

・平和国家として、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を堅持する。

・拡大抑止の提供を含む日米同盟は、わが国の安全保障政策の基軸であり続ける。

・同志国との連携、多国間の協力を重視。

■安全保障環境

〔中国〕台湾について平和的統一の方針は堅持しつつも、武力行使の可能性を否定していない。中国はわが国近海への弾道ミサイル発射を含め台湾周辺海空域において軍事活動を活発化させており、台湾海峡の平和と安定については、わが国を含むインド太平洋地域のみならず、国際社会全体において急速に懸念が高まっている。

・現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向等は、わが国と国際社会の深刻な懸念事項であり、わが国の平和と安全および国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦であり、わが国の総合的な国力と同盟国・同志国等との連携により対応すべきものである。

〔北朝鮮〕核戦力を質的・量的に最大限のスピードで強化する方針であり、ミサイル関連技術等の急速な発展と合わせて考えれば、わが国の安全保障にとって、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威となっている。

〔ロシア〕今回のウクライナ侵略等によって国際秩序の根幹を揺るがし、欧州方面においては安全保障上の最も重大かつ直接の脅威と受け止められている。また、わが国を含むインド太平洋地域におけるロシアの対外的な活動、軍事動向等は、中国との戦略的な連携と相まって、安全保障上の強い懸念である。

■防衛力の抜本的強化

・わが国への侵攻を抑止する上で鍵となるのは、スタンド・オフ防衛能力等を活用した反撃能力である。近年、わが国周辺では、極超音速兵器等のミサイル関連技術と飽和攻撃など実戦的なミサイル運用能力が飛躍的に向上し、質・量ともにミサイル戦力が著しく増強される中、ミサイルの発射も繰り返されており、わが国へのミサイル攻撃が現実の脅威となっている。こうした中、変則的な軌道で飛翔（ひしょう）するミサイル等に対応し得る技術開発を行うなど、ミサイル防衛能力を質量ともに不断に強化していく。

・しかしながら、弾道ミサイル防衛という手段だけに依拠し続けた場合、今後、この脅威に対し、既存のミサイル防衛網だけで完全に対応することは難しくなりつつある。

・このため、相手からミサイルによる攻撃がなされた場合、ミサイル防衛により飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からのさらなる武力攻撃を防ぐために、わが国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する必要がある。

・反撃能力とは、わが国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の3要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、わが国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力をいう。

・こうした有効な反撃を加える能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止する。その上で、万一、相手からミサイルが発射される際にも、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、反撃能力により相手からのさらなる武力攻撃を防ぎ、国民の命や暮らしを守っていく。

・この反撃能力については、1956年2月29日に政府見解として、憲法上、「誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法理的には自衛の範囲に含まれ、可能である」としたものの、これまで政策判断として保有することとしてこなかった能力に当たるものだ。この政府見解は、2015年の平和安全法制に際して示された武力の行使の3要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまるものであり、今般保有することとする能力は、この考え方の下で上記3要件を満たす場合に行使し得るものである。」

・反撃能力は、憲法および国際法の範囲内で、専守防衛の考え方を変更するものではなく、武力行使の3要件を満たして初めて行使され、武力攻撃が発生していない段階で自ら先に攻撃する先制攻撃は許されないことに一切変更はない。

・日米の基本的な役割分担は今後も変更はないが、わが国が反撃能力を保有することに伴い、弾道ミサイル等の対処と同様に、日米が協力して対処していくこととする。

・有事の際の防衛大臣による海上保安庁に対する統制を含め、自衛隊と海上保安庁との連携・協力を不断に強化する。

・27年度までに、わが国への侵攻が生起する場合には、わが国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。おおむね10年後までに、より早期かつ遠方でわが国への侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する。

■防衛費

・こうした施策は、かつてない規模と内容を伴う。防衛力の抜本的強化は、一時的な支出増では対応できず、一定の支出水準を保つ必要がある。

・27年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取り組みをあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の2%になるよう、所要の措置を講じる。

■総合的な防衛体制の強化

・国の先端技術研究の成果の防衛装備品の研究開発等への積極的な活用、新たな防衛装備品の研究開発のための態勢の強化等を進める。

・安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針をはじめとする制度の見直しについて検討する。

・ハラスメントを一切許容しない組織環境や女性隊員がさらに活躍できる環境を整備する。

■米国との安全保障協力の深化

・日米の抑止力・対処力を強化するため、同盟調整メカニズム（ACM）等の調整機能をさらに発展させつつ、領域横断作戦やわが国の反撃能力の行使を含む日米間の運用の調整、相互運用性の向上、サイバー・宇宙分野等での協力深化、先端技術を取り込む装備・技術面での協力の推進、日米のより高度かつ実践的な共同訓練、共同の柔軟に選択される抑止措置（FDO）、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動、日米の施設の共同使用の増加等に取り組む。

・離島飛行場の移設を含む在日米軍再編を着実に実施する。

■全方位でシームレスに守るための取り組みの強化

・能動的サイバー防御を導入する。内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）を発展的に改組し、サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織を設置する。法制度の整備、運用の強化を図る。

・有事の際の防衛大臣による海上保安庁に対する統制を含め、海上保安庁と自衛隊の連携・協力を不断に強化する。

・宇宙航空研究開発機構（JAXA）等と自衛隊の連携の強化等、わが国全体の宇宙に関する能力を安全保障分野で活用するための施策を進める。

・民間のイノベーションを推進し、その成果を安全保障分野において積極的に活用するため、関係者の理解と協力を得つつ、広くアカデミアを含む最先端の研究者の参画促進等に取り組む。

・外国による偽情報等に関する情報の集約・分析、対外発信の強化、政府外の機関との連携の強化等のための新たな体制を政府内に整備する。

・自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する。

・原子力発電所等の重要な生活関連施設の安全確保対策、国境離島への不法上陸事案対策等に関し、武力攻撃事態のほか、それにはいたらないさまざまな態様・段階の危機にも切れ目なく的確に対処。

・武力攻撃より十分に先立って、南西地域を含む住民の迅速な避難を実現すべく、円滑な避難に関する計画の速やかな策定、官民の輸送手段の確保、空港・港湾等の公共インフラの整備と利用調整、さまざまな種類の避難施設の確保、国際機関との連携等を行う。

・全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達機能強化、弾道ミサイルを想定した避難行動に関する周知・啓発。

・在外邦人等の保護に当たっても、海賊対処のために運営されているジブチにある自衛隊の活動拠点を活用。

■経済安全保障

・サプライチェーン強靱（きょうじん）化について、特定国への過度な依存を低下させ、次世代半導体の開発・製造拠点整備、レアアース等の重要な物資の安定的な供給の確保等を進めるほか、重要な物資や技術を担う民間企業への資本強化の取り組みや政策金融の機能強化等を進める。

■国際経済秩序

環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（CPTPP）の高いレベルの維持や、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の完全な履行の確保、その他の経済連携協定交渉、インド太平洋経済枠組み（IPEF）の具体化等に取り組む。

■安全保障を支えるための国内基盤

平素から国民や地方公共団体・企業を含む政府内外の組織が安全保障に対する理解と協力を深めるための取り組みを行う。諸外国やその国民に対する敬意を表し、わが国と郷土を愛する心を養う。

■知的基盤の強化

安全保障分野における政府と企業・学術界との実践的な連携の強化を進める。